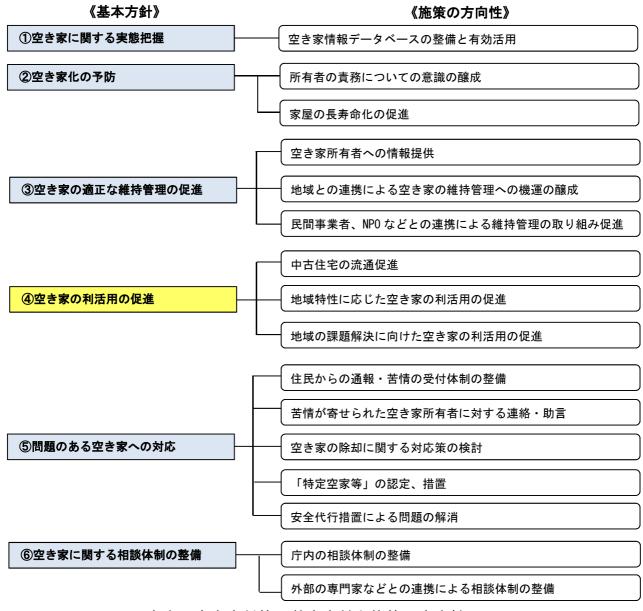
富山市空き家再生等推進事業補助金について

空き家の活用を促進するため、地域の活性化や地域課題の解決を目的とした空き家の改修工事や除却工事等を行う事業主体に対し費用の一部を助成する制度を平成30年7月1日より施行しました。

1. 背景

今後は人口減少や高齢化の進行により、利活用されていない空き家が増加することが予想されます。また、住宅需要の減少に伴い空き家を住宅以外の用途として活用することも重要であると考えられます。このことから、「富山市空家等対策計画」では、基本方針の一つとして「空き家の利活用の促進」を設定し、支援策の検討を行ってきました。



本市の空き家対策の基本方針と施策の方向性

2. 富山市空き家再生等推進事業補助金の内容について

(1)対象空き家

補助対象となる空き家は、補助金申請時に使用されておらず、かつ、今後も使用される 見込みのない住宅または建築物です。ただし、アパートの空室等の賃貸用の住宅や、建売 住宅等の売却用の住宅を除きます。

(2) 対象地域

補助対象地域は、富山市全域とします。

(3)補助対象者

補助対象者は、補助対象物件が存する町内会等または、市内に活動拠点を有する法人や 団体、個人とします。

(4) 対象事業

①空き家の改修

空き家を改修する場合の補助対象事業は、空き家を改修し改修後の建物を次の用途に活用する事業とします。ただし、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決を目的とした事業に限ります。

- ・子育て支援施設
- 交流施設 等

②空き家の除却

空き家を除却する場合の補助対象事業は、空き家を除却し除却後の跡地を次の用途に活用する事業とします。ただし、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決を目的とした事業に限ります。

- ・ポケットパーク
- ・コミュニティガーデン
- ・鉄道やバスなどの待合所 等

(5) 対象経費

①空き家の改修

空き家を改修する場合の補助対象経費は、空き家の取得、増築、改築工事に要する費用とします。ただし、用地取得費は除きます。

②空き家の除却

空き家を除却する場合の補助対象経費は、空き家の除却工事に要する費用とします。

(6)補助率、限度額

①空き家の改修

空き家を改修する場合の補助率は、対象経費の2/3とし、限度額は500万円です。

②空き家の除却

空き家を除却する場合の補助率は、対象経費の4/5とし、限度額は160万円です。

(7)活用期間

補助対象事業の実施後、改修後の建物については10年以上、除却後の跡地等については5年以上補助金を受けた用途で継続的に活用する必要があります。

(8) その他要件

空き家を改修する場合、改修後の施設は現行の耐震基準に適合する必要があります。 また、補助対象事業を実施することについては、補助対象物件が存する町内会に事前 に説明を行い、理解を得るよう努める必要があります。



交流施設 として活用





ポケットパーク として活用 ト





事業実施例

制度の詳しい要件や申請書類については、市ホームページで公開しております。また、空き家所有者等に向けたチラシもございますので、ご活用ください。 ホームページURL:

http://www.city.toyama.toyama.jp/katsuryokutoshisouzoubu/kyojutaisakuka/akiya-taisaku/akiya05.html